

# 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第5回）

## 1 開催日時等

- 開催日時：平成27年7月23日（木）10：00～12：00
- 場 所：共用会議室3（総務省低層棟1階）
- 出席者：小西座長、井手委員、稲垣委員、今井委員、江夏委員、  
大塚委員、小室委員、迫田委員、関口委員、南里委員、平野委員、  
増田尼崎市監査事務局次長  
橋本大臣官房審議官、滝川地方債課長、大村公営企業課長、  
原財務調査課長 他

## 2 議題

- (1) 前回の議論における主な意見
- (2) 地方債制度の見直しに関する論点
- (3) 地方公共団体における監査に関する事例発表
- (4) 財政分析に関する発表
- (5) アンケート調査結果等を踏まえた地方公共団体の財政分析に関する  
課題整理
- (6) 意見交換

## 3 配布資料

- 資料1 前回の議論における主な意見
- 資料2 地方債制度の見直しに関する論点
- 資料3 増田次長提出資料
- 資料4 小室委員提出資料
- 資料5 アンケート調査結果等を踏まえた地方公共団体の財政分析に関する  
課題整理

## 4 次回研究会日程

第6回研究会については、平成27年9月開催予定。

## 5 概要

- 事務局より、資料2、5について説明
- 増田次長より、資料3について説明
- 小室委員より、資料4について説明
- 出席者からの主な意見

## ○地方債制度の見直しに関する論点について

### 地方債のリスク・ウェイトゼロ

- ・ 現在、バーゼル規制を見直すという動きがあり、場合によっては地方債のリスク・ウェイトがゼロでなくなる可能性もないとは言えない。しかし、バーゼル規制の見直し結果がどうなるにせよ、世界的にリーマンショック以降債務が増えている状況であり、規制監督を強めているのが国際的な潮流である。地方債制度の見直しについては、そのことを念頭において議論しなければならないのではないか。

### 公的資金への届出制度の導入

- ・ 公的資金へ届出制度を導入した場合、地方公共団体の望む仕組みになるのか。どれほど事務コストや作業時間が縮小されるのだろうか。
- ・ 公的資金に届出が導入され、仮に財政規模の小さい団体に公的資金が配分されなかった場合、セーフティーネットとしての機能がどうなのか、というイメージを市場に与えかねないということで、信用力に格差が出てくるということもあり得る。
- ・ 公的資金は必要性があるから存在しており、資金調達能力の低い団体の安定的な資金確保といった、その趣旨・目的を果たせないのであれば、存在意義がないのではないか。
- ・ 貸手による審査が強化された場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。公的資金の趣旨・目的を果たすことは重要であり、地方財政制度を所管しており、地方財政の状況を把握している総務省が責任を持って資金配分していただきたい。
- ・ 貸手責任で配分調整を行う場合、例えばA資金で貸手に断られた団体が、再びB資金或いはC資金の借入申し込み手続きを行うこと必要が生じることも想定されるが、団体における業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。併せて、財政融資資金の手続き簡素化についても引き続き宜しくお願ひしたい。
- ・ 公的資金が総務省の配分調整のもとで安定的に確保されている資金ということに対しての市場からの安心感は相当ある。総務省が配分調整をしなくなった場合においても、市場が不安を抱かないような制度設計は少なくとも必要であると思う。

### 特別転貸債及び国の予算等貸付金債への届出制度の導入

- ・ 公的資金の配分調整に協議制度の意義があるのであれば、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているのであるから、届出制度の対象としても良いのではないか。
- ・ 市場からも、違った形で配分調整がなされているものが届出制度の対象になることについて、何ら懸念が出てくるものではないと思う。

### 実質公債費比率

- ・ 市場関係者は、現在の地方債協議制度における届出・協議・許可、健全化法における健全・早期健全化・財政再生という3段階に慣れており、あえてそれを変更することについて強く希望する市場関係者は多くないのではないか。ただし、地方債市場の現況を踏まえると、仮に協議不要基準を16%から18%に引き上げた場合であっても、少なくとも許可に移行する基準を変更しなければ、スプレッドが動くような事はあまり想定されない。
- ・ 市場関係者は、各団体の信用力について、3年～5年先を見て判断していることが多い。仮に、現在の基準を変えるようであれば、旧基準と新基準の違いを明確にするなど、連続性を担保する仕組みが必要ではないか。
- ・ 財政規律の観点からも、許可基準は特段変更する必要はないのではないか。また、現場の意見としては、制度の安定性は確保していただきたい。
- ・ 協議不要基準の16%は、許可基準の18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。したがって、18%へ変更しても、市場からの信用に大きな影響は出ないかといった方向で、幅広い関係者の見解をヒアリングしていくということは、良いのではないか。

### 将来負担比率

- ・ 各団体においては、将来負担比率が400%或いは350%であるということよりも、将来金利が上がった時を心配しているのであって、金利上昇時にショートするようなことがあるとするならば、それは他のフロー指標で捉えていることであり、協議不要基準において将来負担比率を求める意義は乏しいのではないか。
- ・ 現実問題として、将来の負担がない団体などないにも関わらず、将来負担比率が数値として表れない団体が相当数あるような計算式を協議不要基準とするのは不安。協議不要基準とするか否かに加えて、計算式そのものの検討も必要なのではないか。

#### 実質赤字比率、連結実質赤字比率

- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率に関しては、ゼロ以外の線は引きにくいと思う。

#### 新発債 4月条件決定分の届出の実施について

- ・ 発行団体の立場からすると、マーケットの環境が良い時にニーズのあるものを発行するということが、低利で安定的な資金調達に繋がるため、色々なツールを持っておくという意味でも4月条件決定分の届出の実施を可能とすることは良いのではないか。

以上